

北海道が実施する教育旅行支援事業との併用について

◆北海道が実施する教育旅行支援事業

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/R3kyouikuryokou.htm>

◆北海道が実施する教育旅行支援事業との併用について

「札幌市教育旅行貸切バス経費助成金」については、『同一の貸切バスに対して他の助成事業等を利用していないこと』を条件としており、北海道が実施する教育旅行支援事業との併用については、以下のとおりです。

① 北海道が実施する教育旅行支援事業を利用し、通常1クラスで1台利用する貸切バス等を2台に増やして実施する場合

当初：1台のみ



北海道が実施する支援事業を利用し、2台に増やして実施



1台目



札幌市貸切バス経費助成	○ 対象
北海道の支援事業	× 対象外

2台目



※北海道の事業で（感染リスク低減のため）増やした分

札幌市貸切バス経費助成	× 対象外
北海道の支援事業	○ 対象

<助成の例> ※一例であり、対象経費等は要綱をご確認ください。
1泊2日の修学旅行で、北海道が実施する教育旅行支援事業を利用し、通常1台利用する貸切バス等を2台に増やして実施する場合
(貸切バス料金を1日1台あたり、140,000円と仮定した場合)

1台目：280,000円(2日×1台)－50,000円(札幌市事業) [1台分(日数に関わらず)]
2台目：0円(北海道の事業で支援) [140,000円×2日×1台]

② 北海道が実施する教育旅行支援事業を利用し、中型バス1台を、大型バスに変更して実施する場合

当初：中型バス1台



大型バス1台に変更して実施



併用不可